

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書

平成 14 年、北朝鮮は日本人拉致を認め、我が国の拉致被害者 5 人とその家族の帰国が実現した。しかし、その後 15 年の歳月が経過したが、5 人の帰国以外全く進展が見られない。拉致問題は重大な主権侵害である。

政府は、現在、この 5 人を含めた 17 人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。警察庁の発表によると、沖縄県においても北朝鮮による拉致の可能性が排除できない特定失踪者が 32 名存在しており、人口比としては、全国で 2 番目に多いと公表されている。

拉致被害者の帰国を待ち望んでいる御家族の高齢化が進んでいることから、一刻も早い問題の解決が求められる。

一方、政府においては、平成 26 年 5 月にスウェーデンで開催された日朝政府間協議において、合意に至った拉致被害者を含む全ての日本人の再調査について、北朝鮮が特別調査委員会を設置したことで、解決に向けた第一歩と期待できるものであった。

しかしながら、北朝鮮は、再調査の最初の報告を平成 26 年の秋ごろとしていたが、初期段階だと先送りにした後、具体的な進展のめどが立っていない状況にある。

よって、北朝鮮による拉致問題の進展と早急な解決を図るために、下記の事項を強く要求する。

記

1. 北朝鮮に拉致された多くの被害者を一刻も早く救出すること
2. 北朝鮮による拉致の可能性が排除できない失踪者の真相解明すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 28 日

沖縄県読谷村議会

あて先 内閣総理大臣 内閣官房長官 拉致問題担当大臣 外務大臣
衆議院議長 参議院議長 国家公安委員長 警察庁長官